

令和 7 年 9 月定例会 水俣市一般会計補正予算の概要

議第 6 5 号 【専第 8 号】 令和 7 年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）

議第 6 9 号 令和 7 年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

（単位：千円）

会計名	補正前 予算額	6 月 3 0 日専決 補正予算 (第 3 号)	9 月補正予算 (第 4 号)	補正後 予算額	伸率
水俣市一般会計	15,984,948	12,510	148,253	16,145,711	1.0%

補正予算のポイント

6月30日専決 補正予算第3号

○市税還付金

12,510千円

法人市民税の還付に係る予算不足のため、増額補正するものです。

9月補正予算第4号

○子育て世帯応援商品券給付事業

32,606千円

物価高騰における子育て世帯の生活支援及び地域経済の活性化を図るため、子育て世帯に対し商品券を配布します。

○令和7年度定額減税不足額給付金事業

92,798千円

令和6年度に実施した定額減税調整給付において、減税額確定に伴い不足額を給付します。

子育て世帯応援商品券給付事業

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

予算額 32,606千円

【こども子育て課】

市内に居住する子育て世帯に対して商品券を配布します！

<目的>

- (1) 物価高騰下における子育て世帯への経済的負担の軽減
- (2) 商品券交付による地域経済(商業)支援

<内容>

- (1) 対象者 令和7年10月1日現在市に住民登録があり、H19.4.2~R7.12.31生まれの児童を扶養する者
- (2) 交付額 対象児童1人当たり10,000円(商品券:1冊あたり1,000円×10枚)
- (3) 使用期間 令和7年11月中旬から令和8年1月中旬まで(約2か月間)
- (4) 手続き
 - ①対象者へ申請書(引換券)を発送
 - ②引換受付窓口において商品券を交付
※電子申請については郵送にて商品券を送付
 - ③市内の取扱店舗において商品券を使用
 - ④取扱店が換金受付窓口で使用済商品券を換金

<スケジュール(予定)>

- 9月 議会定例会(予算案上程)
商品券作成、取扱店舗募集
- 10月 対象者通知(申請書・引換券)
- 11月 商品券の引換受付、発送(オンライン申請分)
商品券使用、換金振込
- 2月 委託業務完了



令和 7 年度定額減税不足額給付金事業

1 【予算内容】

令和 6 年度に実施した定額減税調整給付金の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給するものです。

2 【対象者 予算額】

令和 7 年 1 月 1 日に水俣市に住所がある方で、不足額給付に該当する方

対象者数：約 3, 0 0 0 名

財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

給付金合計 9 0, 6 9 5 千円

事務費計 2, 1 0 3 千円

総合計 9 2, 7 9 8 千円

3 【給付方法】

過去に実施した給付金の支給により、水俣市が口座情報を把握している世帯には、「令和 7 年度定額減税補足給付金（不足額給付）支給確認書」に記載されている振込先口座に変更がない場合は手続き不要で給付を行う。（変更がある場合は、申請が必要。）

水俣市が口座情報を把握していない世帯には、同上の「支給確認書」の発送を行い、振込先口座を把握し給付を行う。

本年 1 0 月、1 1 月の 2 か月で定額減税調整給付金不足額給付を実施。